

「富士川水系河川整備計画【大臣管理区間】  
(変更案)」について、関係県知事からいた  
だいたご意見

国土交通省関東地方整備局

治第1456号  
令和7年11月13日

国土交通省  
関東地方整備局長 殿

山梨県知事  
長崎 幸太郎



富士川水系河川整備計画【大臣管理区間】（変更案）について（回答）

令和7年10月20日付け国関整河計第89号で照会のありました標記の件  
について、内容を確認したところ、意見はありません。



まち発第1794号

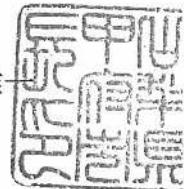
令和7年11月7日

(あて先)

河川管理者

山梨県知事 長崎 幸太郎 様

甲府市長 樋口 雄



富士川水系整備計画【大臣管理区間】(変更案)について(回答)

令和7年10月22日付け治第1357号で照会ありました富士川水系整備計画【大臣管理区間】の変更案について、意見ございません。

以上

まちづくり部まち整備室道路河川課河扱い

担当 渡邊・齊藤

電話055-237-5842

梨建設1第237号  
令和7年10月29日

河川管理者  
山梨県知事 長崎 幸太郎 様

山梨市長 高木 晴雄



富士川水系河川整備計画【大臣管理区間】(変更案)について(回答)

令和7年10月22日付、治1357号で照会のあった件について、次の通り回答いたします。

○回答

- ・意見無し

〒405-8501  
山梨県山梨市小原西843番地  
山梨市役所 建設課 管理担当 太田  
電話 0553-22-1111 (内線 2233)

圭建第1176号  
令和7年11月7日

山梨県知事 長崎 幸太郎 様

圭崎市長 内藤 久夫



富士川水系河川整備計画【大臣管理区間】(変更案)について(回答)

令和7年10月22日付け治第1357号で照会のありました標記の件につ  
きましては、次のとおりです。

意見 : 特段の意見はなし

南ア道第11—1号  
令和7年11月4日

河川管理者  
山梨県知事 長崎 幸太郎 様

南アルプス市長 金丸 一



富士川水系河川整備計画【大臣管理区間】(変更案)について(回答)

令和7年10月22日付け治第1357号で照会のありましたことについて  
は、次のとおりです。

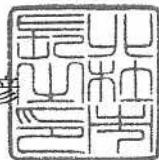
1 意見なし

南アルプス市道路整備課  
維持管理担当 秋山 貴久  
055-282-6368  
t.akiyama@city.minami-alps.lg.jp

北杜道河第1252-1号  
令和7年11月7日

山梨県知事 長崎 幸太郎 殿

北杜市長 大柴邦彦



富士川水系河川整備計画【大臣管理区間】（変更案）について（回答）

令和7年10月22日付け治第1357号で照会のありました標記の件については、特に意見はございません。

北杜市役所  
建設部 道路河川課  
管理担当 三井  
TEL 0551-42-1363

甲斐建第1587号

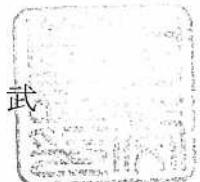
令和7年10月30日

河川管理者

山梨県知事 長崎 幸太郎 殿

甲斐市長

保坂



富士川水系河川整備計画【大臣管理区間】

(変更案)に関する意見について(回答)

令和7年10月22日付け治第1357号で照会のありましたこのことについて、下記のとおり回答します。

記

1 富士川水系河川整備計画【大臣管理区間】(変更案)に関する意見について  
(回答) 異議ありません

以上

甲斐市役所

建設課 建設総務係 担当 遠藤

TEL 055-278-1668 (内線 1325)

FAX 055-276-7214

笛土第 2017 号  
令和7年10月31日

山梨県知事  
長崎 幸太郎 殿

笛吹市長 山下 政樹



富士川水系河川整備計画【大臣管理区間】(変更案)について(回答)

令和7年10月22日付け治第1357号で照会のありました標記の件については、特に意見はございません。

担当

笛吹市役所 建設部 土木課

建設担当 飯塚

Tel 055-261-3333

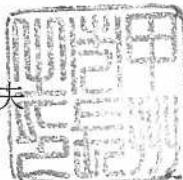
甲州建第553号  
令和7年10月28日

河川管理者

山梨県知事 長崎 幸太郎 様

甲州市長

鈴木 幹夫



富士川水系河川整備計画【大臣管理区間】(変更案)について(回答)

平素より甲州市行政に対しまして、格別のご協力を賜りお礼申し上げます。  
治第1357号で照会のあった件について、下記のとおり回答します。

記

意見無

以上

甲州市役所建設課  
道路・河川管理担当 川崎

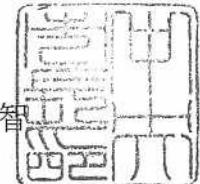
TEL 0553-32-5071(課直通)

FAX 0553-32-1818

中央建第10-156号  
令和7年10月29日

山梨県知事 長崎幸太郎 様

中央市長 望 月



富士川水系河川整備計画【大臣管理区間】(変更案)について(回答)

令和7年10年22日付け、治第1357号で照会のありました標記の件について、本市におきましては、特段意見はございません。

中央市役所建設課 管理担当  
055-274-8553

市建発第 10-127 号  
令和 7 年 10 月 28 日

河川管理者  
山梨県知事 長崎 幸太郎

市川三郷町長 遠藤 清



富士川水系河川整備計画【大臣管理区間】(変更案)について(回答)

表記の件について変更意見はありません。

早振收第 610 号  
令和7年11月4日

河川管理者  
山梨県知事 長崎 幸太郎 殿

早川町長 深沢



### 富士川水系河川整備計画【大臣管理区間】(変更案)について(回答)

令和7年10月22日付、治第1357号で照会のありました標記の件につきまして、本町におきましては意見等ありません。

早川町役場振興課  
工務管理担当 鈴木宏記  
(TEL) 0556-45-2517  
(MAIL) suzuki-hiroki@town.hayakawa.lg.jp

身建発第307号  
令和7年10月24日

河川管理者

山梨県知事 長崎幸太郎 殿

身延町長 望月幹也



富士川水系河川整備計画【大臣管理区間】(変更案)について(回答)

令和7年10月22日付け、治第1357号で照会のあったことについて、次のとおり  
回答いたします。

意見なし

南建発第11-9号  
令和7年11月7日

河川管理者  
山梨県知事 長崎 幸太郎 殿

南部町長 佐野 和広

富士川水系河川整備計画【大臣管理区間】(変更案)について(回答)

令和7年10月22日付け治第1357号 で照会のありました富士川水系河川整備計画【大臣管理区間】(変更案)について、当町では意見はありません。

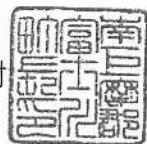
南部町役場 建設課 管理係  
主幹 早川隆太  
電話: 0556-66-3408  
mail: hayakwa@town.yamanashi-nanbu.lg.jp

富士土一第 11—14 号  
令和 7 年 1 月 7 日

河川管理者

山梨県知事 長崎 幸太郎 殿

富士川町長 望月 利樹



富士川水系河川整備計画【大臣管理区間】(変更案)について(回答)

令和 7 年 10 月 22 日付け治第 1357 号で照会のありました標記の件については、特に意見はございません。

昭建第138号  
令和7年10月31日

山梨県知事  
長崎 幸太郎 殿

昭和町長  
塩澤



富士川水系河川整備計画【大臣管理区間】（変更案）について（回答）

令和7年10月22日付け治第1357号で照会のありました標記の件について  
は、特に意見はございません。

河企 104 号 - 4  
令和 7 年 11 月 17 日

国土交通省関東地方整備局長  
橋本 雅道 様

静岡県知事 鈴木 康友

### 富士川水系河川整備計画【大臣管理区間】(変更案)について(回答)

令和 7 年 10 月 20 日付け国関整河計第 89 号で依頼のあった標記の件について、下記のとおり回答します。

記

#### 1 富士川水系河川整備計画【大臣管理区間】(変更案)について

- 1 富士川水系河川整備計画(変更案)【大臣管理区間】について、特に意見はありません。富士川流域は、国道 1 号や東名高速道路、東海道新幹線等主要な交通の要衝を有し、パルプ・紙・紙加工品製造業、化学工業等の産業や人口が集中する地域です。このため、洪水を軽減し、県民の生命と財産を守り、安全で快適な生活環境の確保を図る本計画の一層の促進を要望します。
- 2 計画実施に当たっては、以下の意見に配慮していただき、県、流城市及び関係利水者と十分な協議・調整をお願いします。

#### ○治水対策について

気候変動の影響により、更なる豪雨の激甚化・頻発化が想定されている中、治水対策に対する地域の要請がますます強くなっています。直轄河川をはじめ県管理河川においても治水対策が急務となっており、またその事業量も拡大しております。県も流城市とも連携し治水対策を進めていきますので、国におかれましても富士川の治水対策として、洪水を安全に流すための堤防整備や河道掘削等の対策の加速化に一層努めていただくとともに、徹底したコスト縮減を図り、効果的・効率的な整備をお願いします。

